

指定訪問リハビリテーション（介護予防）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人修誠会が開設する介護老人保健施設 敬愛の家（以下「事業所」とう）が行う。

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

訪問リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 敬愛の家
- 二 所在地 徳島県板野郡北島町中村字八丁野2番地の1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 理学療法士等 居宅基準上求められる数以上
理学療法士等は訪問リハビリテーション等利用の申し込みに係る調整、及び訪問リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月～土曜日（日曜日、1月1日を除いた日）
- 二 営業時間 午前9時～午後5時とする。

（利用料及びその他の費用の額）

第6条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 一 介護報酬告示上の額の利用者の負担割合に応じた額
- 二 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して金額等を明示した文書により説明を行い、書面により同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の実施地域は下記のとおりとする。

徳島県板野郡の区域・徳島市の区域・鳴門市の区域

（緊急時における対応）

第8条 訪問リハビリテーション等の提供中の利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 サービス提供等により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第10条 従業者は個人情報保護法に基づき、正当な理由なくその業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約書の内容とする。

2 利用者及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者等の同意を文書により得ておかなければならない。

(職員の服務規律)

第11条 従業者は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者の人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めること。

(苦情処理)

第12条 提供したサービスに関する利用者からの苦情を処理するために別に定めた苦情処理要綱に基づき、適切な措置を講ずる。

(虐待防止対策)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 事業者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問リハビリ職員に周知徹底を図る。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、訪問リハビリ職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第15条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第16条 事業所は、感染症や災害が発生した状況であっても、訪問リハビリ事業を継続できる体制構築に努め、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 事業継続計画の指針の整備
- (3) 事業継続計画の研修の実施
- (4) 事業継続計画の訓練(シュミレーション)の実施。

(身体の拘束等)

第17条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営についての留意事項))

(第18条) 事業所は従業者の資的向上を図るための研修の機会を確保すると共に、勤務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人修誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年7月1日から施行する

令和 3年4月1日改正

令和 5年4月18日改正 第7条,14条,15条,16条

令和 6年6月1日改正 第17条,第18条